

10月1日から国民健康保険証が更新されます

現在使用している国民健康保険(国保)の被保険者証(保険証)は、9月30日で有効期限が切れます。10月1からは新しい保険証をお使いください。

《保険証を郵送》

新しい保険証は、9月下旬に、世帯の加入者全員分をまとめて世帯主宛てに郵送します。今までの保険証は、10月1日以降、ご自身で破棄してください。



《記載内容のご確認》

保険証が届きましたら、氏名、生年月日、住所などの記載内容に間違いがないか、一枚ごとに確認してください。記載内容に相違や不明な点などがある場合は、国保係へお問い合わせください。

《保険証の有効期限》

新しい保険証の有効期限は、平成28年9月30日です。ただし、次のいずれかに該当する人は有効期限が異なりますのでご注意ください。

平成28年9月30日までに75歳になる人

- ・有効期限は誕生日の前日です。
- 75歳の誕生日からは、後期高齢者医療制度の保険証をお使いください。(後期高齢者医療広域連合が発行し、誕生日の前日までに郵送されます。手続きは不要です。)

《希望者には「簡易書類」で郵送》

希望される方は、9月14日(月)までに電話等で国保係へ申し込んでください。

問合せ先 健康課 国保係 (内線321・322)

○「あたりまえ」を「ありがたい」と思う、誇りあるまちづくりへ

平成27年4月1日付で、下仁田町副町長に就任した吉弘(よしひろ)拓生(たくお)33歳です。この5か月を振り返りながらご挨拶させていただきます。

下仁田といえば「ねぎとコンニャク」といわれるほど知名度が高く、町民の皆様と距離が近いまちで働くことができること、心から嬉しく思います。

私はラジオアナウンサー、森林組合職員、市職員の経歴を持ち、常に仕事の基本は「現場主義」「夢の扉を開くお手伝い」「笑顔数の評価」です。下仁田町でも地域に飛び込み、未来を語り、町民幸福度が高い笑顔あふれるまちにすることを決意しております。

就任後、各地の行事等に参加させて頂きました。町内では色んな出会いがあり下仁田への想いを語ってくれる方、まちの未来を考えている方、特に同世代の方と時間を忘れて話をする事ができました。下仁田町、ここは「人材」の宝庫です。ともに町の将来を考える同志、ともに歩む仲間が多いことは心強く、ありがたい存在です。

出会いの中で「下仁田ではあたりまえだよ」と教わることが結構あります。「あたりまえ」のようにあるものも、「ありがたい」と考えれば、世界は大きく広がります。例えば人口減少や少子高齢化は、負の要素が強いですが、一人当たりが使える資源量で考えると有利という見方もあります。

「あたりまえ」という「ありがたいこと」が多いから出来ることがあります。「『できない』を『出来る』にする発想」が今必要で、人生の先輩方が多い、つまり先人の知を活かすことも、下仁田町らしさの一つです。

可能性に満ち溢れているからこそ、その実現のためにも、皆さんが夢と誇りを持って住めるまちづくりが、今進めるべき喫緊の課題、政策だと思えます。何よりも、肩ひじ張らず、膝を付け合せ、小さくても喜びを、笑顔を積み重ねていくことが大切だと感じています。

これからも地域に飛び出し、町の発展に一心に力を注いでいく所存でございます。若輩者ではございますが何卒ご指導ご鞭撻のほど、宜しくお願い申し上げます。

下仁田町 副町長 吉弘 拓生



10月1日から西牧出張所及び西牧分館業務が 下記のとおり変更されます

役場では、業務の見直しにより、10月1日から西牧出張所の取扱業務を本宿郵便局に委託することとなりました。それに伴い、西牧分館業務も下記のとおり変更されます。

出張所業務 10月1日から下記のとおり本宿郵便局で取り扱うこととなります。

【取り扱う証明】

- ・住民票(本人又は同一世帯の者からの請求に限る)
- ・戸籍謄・抄本(本人又は同一戸籍の者からの請求に限る)
- ・印鑑証明(本人に限る)

※地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に則り、委任状等による代理人からの請求はできなくなりますのでご注意ください。

【取扱時間】午前9時～午後2時

※土・日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

【問合せ先】住民税務課住民係 ☎82-2112



公民館西牧分館(活性化センター)業務

10月1日から、利用方法が下記のとおり変更になります。

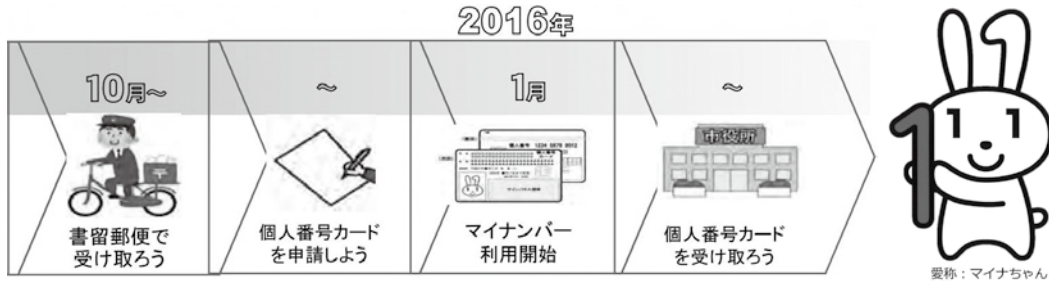
また、カギの管理は、嶋屋菓子店さんが行います。

【部屋を利用する手順(1～7の順序です)】

- ①.利用する日時と部屋が決まったら早めの下仁田町公民館(☎82-3535)に電話を入れて予約します。
- ②.下仁田町公民館から、納入通知書が郵送されます。
- ③.納入通知書を持参し、使用料を町内の金融機関(農協・群馬県信用組合・群馬銀行・しのめ信用金庫)又は、下仁田町公民館・役場会計課で納入し、予約完了です。
※ただし、郵便局では納入できません。
- ④.予約後、利用日の変更等があれば、直ぐに下仁田町公民館に連絡して下さい。
- ⑤.利用日に嶋屋菓子店さんでカギを借り、下仁田町公民館西牧分館(活性化センター)の玄関のカギを開けて使用します。
- ⑥.使用後は、部屋の清掃・照明の消灯・冷暖房設備及び換気扇の停止・火の元の確認などをして利用目録に記入し、玄関のカギを閉めます。
- ⑦.嶋屋菓子店さんにカギを返却します。(夜の貸館は、翌日に返却して下さい。)

【問合せ先】 下仁田町公民館 ☎82-3535

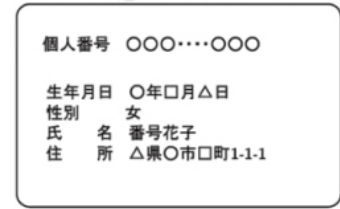
個人番号(マイナンバー)の 通知、個人番号カードの交付が始まります



通知カード(平成27年10月)

平成27年10月から個人番号(マイナンバー)が通知されます。

- ・住民票を有するすべての方に数字12桁のマイナンバーが通知されます。
- ・住民票の住所に、基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別)とマイナンバーが記載された紙製の通知カードが郵送されます。
- ・マイナンバーは、国の行政機関や地方公共団体などで社会保障、税、災害対策において利用されます。大切に保管してください。
- ※マイナンバーは、漏えいにより不正に使われる恐れがある場合を除き、一生変更されません。

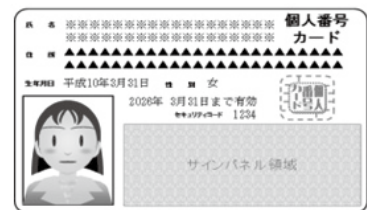


通知カード(案)

個人番号カード(平成28年1月)

平成28年1月から希望される方に 個人番号カードの交付を開始します。

- ・申請の方法は、通知カードと共にお知らせします。取得は任意(希望される方)です。
- ・個人番号カードは、基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別)とマイナンバーが記載された顔写真付きのICカードとなります。
- ・初回発行手数料は、無料です。
- ・有効期間は20歳以上の方は発行後10回目(未成年の方は5回目)の誕生日までです。
- ・本人確認書類として利用できるほか、e-Tax等の電子申請等が行える公的個人認証サービス機能が標準搭載されます。
- ・個人番号カードに搭載される公的個人認証サービス電子証明書の有効期間は発行後5回目の誕生日となります。
- ※住民基本台帳カードをお持ちの方が、個人番号カードを取得した場合は、住民基本台帳カードを廃止、回収します。(重複所持はできません。)



個人番号カード表(案)



個人番号カード裏(案)

住民基本台帳カードをご利用の方へ

住民基本台帳カードの発行・利用期間

- ・平成27年12月で住民基本台帳カードの発行・交付が終了します。
- ・平成27年12月までに交付された住民基本台帳カードは、記載された有効期間まで有効です。
- ※住民基本台帳カードをお持ちの方が、個人番号カードを取得した場合は、住民基本台帳カードを廃止、回収します。(重複所持はできません。)

住民基本台帳カード向け公的個人認証サービスをご利用の方へ

- ・住民基本台帳カード向け公的個人認証サービス電子証明書の有効期間は3年です。(住民基本台帳カードの有効期間とは異なりますのでご注意ください。)
- ・住民基本台帳カード向け公的個人認証サービス電子証明書発行、更新業務の終了予定日時平成27年12月22日(火)
- ※これ以降、住民基本台帳カード向け電子証明書の発行及び更新を行うことはできません。
- ・e-Taxなどで引き続き公的個人認証を利用したい場合には、住民基本台帳カードを個人番号カードに切り替える必要があります。

居所情報登録申請を

やむを得ない理由により住民票の住所地で通知カードを受け取ることができない方へ

- ・ 居所情報登録申請書を住民票のある住所地の市区町村に持参又は郵送してください。
- ・ 申請期限 9月25日(持参又は必着)

申請が必要な方

- ・ 東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難されている方
- ・ DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で住所地以外の居所に移動されている方
- ・ 一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所されている方

※申請が認められた方は、登録された居所にあなたの「マイナンバー」をお知らせします。

マイナンバー制度に関するお問い合わせ先

マイナンバーに関する問い合わせにお答えするコールセンターが、開設されています。

●日本語窓口 ☎0570-20-0178 ●外国語窓口 ☎0570-20-0291(※英語のみ)

※開設時間は、土・日曜、祝日、年末年始を除く9:30～17:30

※この電話番号は全国共通ナビダイヤルです。通話料がかかります。

大規模な土地取引には届出が必要です (国土利用計画法に基づく土地売買等届出書)

一定面積以上の土地取引を行った場合には、買主は市町村を経由して県知事あてに届出を行う必要がありますので、忘れずに届出してください。

●届出が必要な面積

市街化区域内 2,000㎡以上

市街化区域以外の都市計画区域内:5,000㎡以上

都市計画区域外 10,000㎡以上

●届出期間 売買契約を締結した日から起算して14日以内

●届出先 売買した土地の所在する市役所・町村役場

●問合せ先 群馬県庁地域政策課(☎027-226-2366)

下仁田町役場地域創生課企画政策係(☎0274-64-8809)

10月は土地月間です ～10会場で土地価格などの無料相談会を開催～

土地は、私たちにとって限られた貴重な資源であり、日常生活や経済活動に欠かせない基盤です。そこで、皆さんに土地についての関心を高め、理解を深めていただくとう「土地月間」が定められました。これにちなみ、県・(公社)群馬県不動産鑑定士協会では、県内10会場で土地価格などの無料相談会を開催しますので、皆さん、お気軽にお出かけください。

●日時 10月5日(月)10:00～15:00

●会場	前橋会場	前橋市役所(前橋市大手町)	高崎会場	高崎市役所(高崎市高松町)
	桐生会場	桐生市役所(桐生市織姫町)	伊勢崎会場	伊勢崎市役所(伊勢崎市今泉町)
	太田会場	太田市役所(太田市浜町)	沼田会場	沼田市役所(沼田市西倉内町)
	館林会場	館林市役所(館林市城町)	渋川会場	渋川市役所第二庁舎(渋川市石原)
	藤岡会場	藤岡市役所(藤岡市中栗須)	富岡会場	富岡市役所(富岡市富岡)

●内容 不動産鑑定士が、土地・建物価格や地代、家賃などの相談に応じます。

●問合せ先 群馬県庁地域政策課(☎027-226-2366)

(公社)群馬県不動産鑑定士協会(☎027-243-3077)